



大阪介護支援専門員協会 堺ブロック

# 大阪介護支援専門員協会 堺ブロック

Osaka Nursing Care manager Association SAKAI Block



広報紙vol.3



# CONTENTS

堺ブロック 活動報告	3~4
堺ブロック 活動紹介	5
高齢者防火訪問のご案内	6~7
《特集》 ケアマネの説明書	8~11
編集後記	12



# 堺ブロック 活動報告

①

## 第20回 大阪介護支援専門員協会 堺ブロック総会 開催



～医療と介護の連携をさらに深化させ、地域  
包括ケアの未来を拓く～

2025年6月14日（土）、第20回大阪介護支援  
専門員堺ブロック総会が盛況のうちに終了い  
たしました。今回の総会では、ますます高ま  
る在宅医療の重要性を背景に、医療と介護、  
そして多職種・地域連携のさらなる強化が喫  
緊の課題であることが改めて認識されました  
。

多くのご来賓にご臨席賜る

開会にあたり、堺市健康福祉局 長寿社会部 介  
護保険課 課長の定光紀尚様、一般社団法人堺  
市医師会 会長の岡原和弘様、そして堺市にお  
ける医療と介護の連携をすすめる関係者会議  
「いいともネットさかい」座長の小田真様を  
はじめ、医療・介護・地域連携の各分野でご  
活躍される多くの有識者、団体代表者の皆様  
にご臨席いただきました。それぞれの立場か  
ら、示唆に富む貴重なご挨拶を賜りました。

今年度の重点目標：連携強化と処遇改善

近年、在宅医療を中心に活動される医師が増  
加している現状を踏まえ、参加者一同、医療  
と介護の連携をより身近なものとして捉え、  
その重要性を再認識する貴重な機会となりま  
した。

さらに、今年度は喫緊の課題である介護支援  
専門員の人材確保と職場環境の改善に向け、  
処遇改善を要望していくことが決議されまし  
た。これは、利用者支援の質の向上に直結す  
る、極めて重要な一歩です。

事業計画と活動報告

総会では、大谷ブロック長より前年度の事業  
報告および今年度の事業計画が示されました  
。地域に根差した活発な活動が報告され、本  
会の着実な歩みが示されました。

# 堺ブロック 活動報告

## ②

### ■主な事業計画



### ■主な事業計画

資質向上（法定外）研修の開催

年間14回、28時間以上の研修を実施します

（前年度実績：ブロック2回、堺区2回、西区3回、中区2回、南区2回、東区美原2回）

大阪介護支援専門員協会 代議員選出の支援

堺市・他の職能団体との連携・協力

ブロック内のコミュニケーション活性化

メーリングリスト登録者数380名、年間メール送信数128通。法定外研修の先行案内や、堺市消防局からのACP活動要領の周知、熱中症への注意喚起など、迅速な情報共有を行っています。

また、堺ブロック内で活動する

法務、災害対策、広報の3チームからも力強い活動報告がありました。協会員数が増加し、それぞれのチームが役割を自覚して地域の声を着実に届けているとの報告は、本会の活動が地域にしっかりと根付いていることを示すものでした。

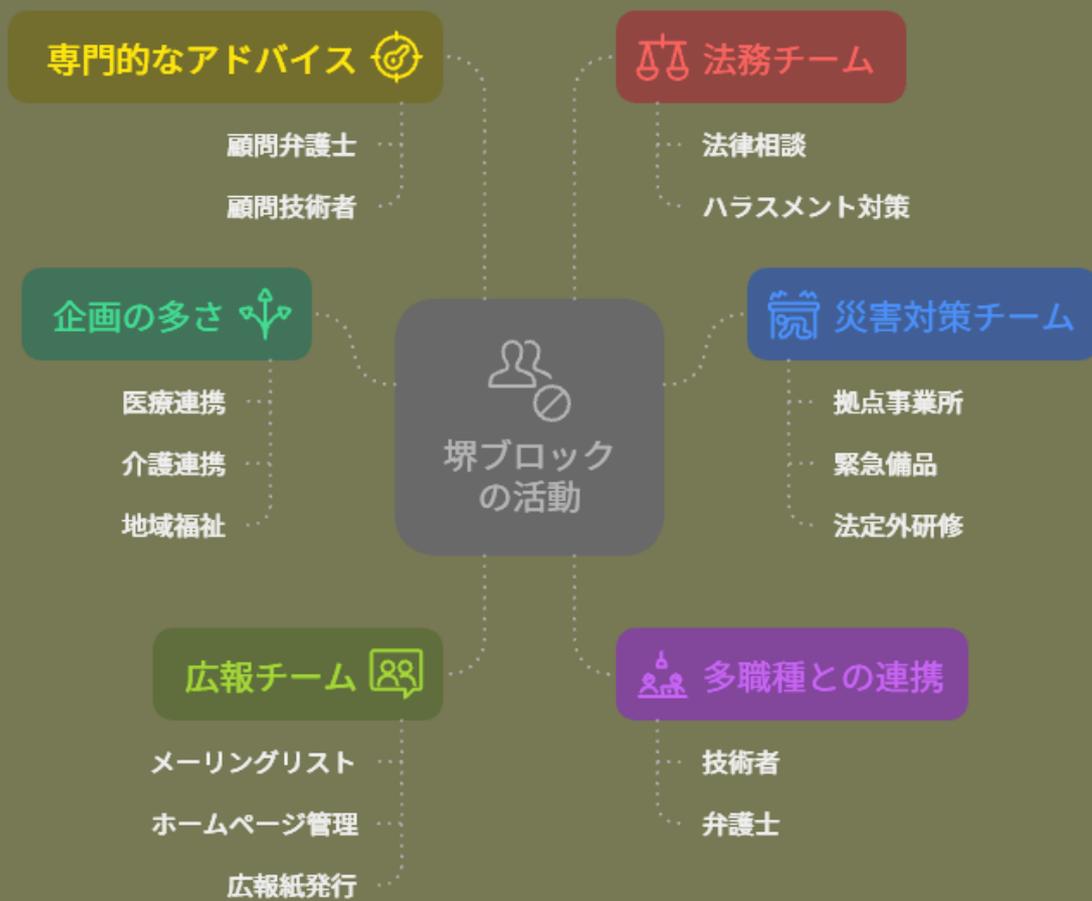
総括と今後の展望

今回の総会を通じて、複雑化・多様化する社会環境の中で利用者一人ひとりを支えるためには、地域や様々な職能団体との連携が不可欠であり、全ての専門職が高い連携意識を持つ必要性を改めて強く認識いたしました。

当会は、これからも地域の皆様が安心して暮らし続けられる社会の実現に向け、医療と介護の連携強化に一層尽力してまいります。

# 堺ブロック 活動紹介

## 堺ブロックの活動概要



Made with Napkin

堺ブロックの特徴として、企画の多さ、多職種との団体・地域範囲が同じというメリットがあります。技術者・弁護士先生が顧問になっていただき専門的なアドバイスを受ける仕組みがあります。

堺ブロックでは2025年度も医療、介護、地域と連携や地域福祉、地域マネジメントの向上につながるような必要な連携、協力を進めていきます。

また、堺ブロックでは災害対策チーム、法務チーム、広報チームでそれぞれの役割を担っています。

災害対策チームでは、堺市内の山側（南区）と海側（西区）に拠点事業所を設置し発電機、ソーラーパネル、ソケットなどの備品や布担架を災害時の緊急備品として備えや、情報発信を企画しております。また、法定外研修の開催等を行っております。

とりわけ、法定外研修においては事業所内の研修と机上訓練に活用できる内容を2回シリーズで企画していますので、ぜひご参加いただき事業所の研修として役立てていただきたいです。

法務チームでは、泉田先生に顧問弁護士として法律相談を行っております。

ハラスメント、利用者の支援などケアマネジャーの業務の困りごとに対して相談しながら解決していくことで業務を円滑に行うことができますのでご活用ください。

広報チームでは、協会員へのメーリングリスト作成やホームページの管理、広報紙の発行をしています。

これからも、法定外研修の企画、医療と介護の連携、地域とのつながりを深めるための活動について協会員の皆様への発信をしていきますのでぜひご活用ください。

# 大切なご家族を 火災から守るために ～高齢者防火訪問のご案内～

堺市消防局では、消防職員が高齢の方の家に訪問し、住宅防火対策や住宅用火災警報器の設置・管理方法などをお伝えしています。<不在の場合>は、住宅防火のチェック表やチラシをポストに投函します。>

## ■実施期間・対象

(期間) 毎年6月～翌年3月

(対象) 75歳以上の方のみの世帯のうち、75・79・83・87・91・95歳と99歳以上の方がお住まいの世帯



※訪問時は必ず消防手帳などの身分証明書を携帯しています。また消防署が消火器等の販売をすることは絶対にありません。

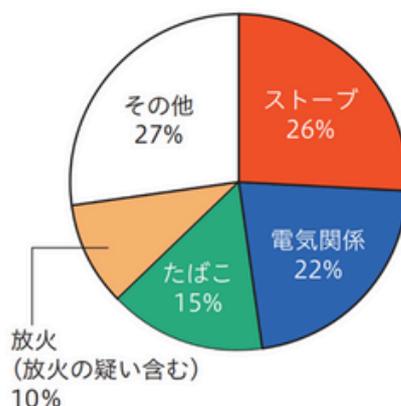
## 火災により**高齢者**が多く犠牲となっています！

昨年、堺市消防局管内では11名の尊い命が火災により失われました。

そのうち**9名は65歳以上の高齢者**であり、火災による被害が高齢者に集中している現状が明らかになっています。

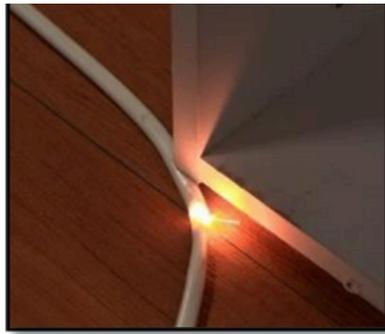
## ■ 過去10年間で死者が発生した住宅火災の主な原因

- 1位 ストープ
- 2位 電気関係
- 3位 たばこ

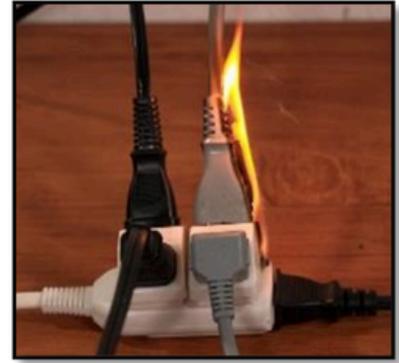




ホコリをためない



家具の下敷きにしらない



タコ足配線をしない

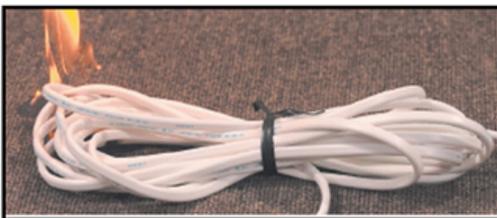


プラグはしっかりさす

**電気火災  
を防ぐ  
7つの  
チェック  
ポイント**



水に濡らさない



束ねて使用しない



傷んでいたら使用しない

**寒くなるとストーブ火災が急増します！**

ストーブ火災を防ぐには以下の**3つ**のポイントに注意しましょう。（特に電気ストーブは要注意！）

- ①ストーブの周囲に燃えやすい物を置かない
- ②寝るとき外出するときは、スイッチを必ず切る
- ③ストーブは安定した場所に置き、倒れないように注意する



# 介護支援専門員（ケアマネジャー）の「取扱説明書」

介護保険制度に基づき、要介護者や要支援者、そのご家族が安心して適切な介護サービスを利用できるよう支援する専門職についてご紹介します。



## 介護支援専門員とは？

介護支援専門員（ケアマネジャー）は、介護保険制度に基づき、要介護者や要支援者、そのご家族が安心して適切な介護サービスを利用できるよう支援する専門職です。

医療・福祉・地域資源との連携を通じて、在宅生活の継続や生活の質の向上を目指します。

### 主な業務内容

1

#### ケアプランの作成

利用者やご家族の希望・心身の状況を踏まえ、訪問介護・デイサービス・福祉用具などの介護サービスを組み合わせたケアプランを立案します。

2

#### サービス事業者との連絡・調整

適切なサービス提供のため、各事業者と連携・調整を行います。

3

#### モニタリングとプランの見直し

定期訪問により利用状況や生活状況の変化を把握し、必要に応じてケアプランを更新します。

4

#### 給付管理

介護給付費の適正な請求と管理を行います（給付管理票の作成など）。

## 活躍する職場と役割の違い

勤務先	特徴と役割
介護施設（施設ケアマネ）	入居者に対するサービス調整・見守り。施設内でのケアに特化。
居宅介護支援事業所（居宅ケアマネ）	自宅で暮らす高齢者の生活支援。多職種と連携して在宅生活の継続を図る。
地域包括支援センター	要支援者や地域高齢者の介護予防支援、相談対応、他ケアマネへの助言や地域連携。

## ケアマネジャーが「やってはいけないこと」

### 法令違反の行為（絶対NG）

- 正当な理由なくサービスを拒否する
- 特定事業者への囲い込みや誘導
- ケアプランの説明・同意の省略
- 秘密の漏洩（退職後も禁止）

### 業務範囲外の依頼（例え頼まれてもNG）

- 買い物や掃除、日用品の購入等
- 金銭管理
- 病院送迎・付き添い（運転）
- 身元保証人

※業務範囲外の依頼には、理由と代替手段を丁寧に説明することが重要です。必要に応じて、地域包括支援センターや行政と連携を図ります。

## アセスメントとは？

アセスメントとは、利用者の生活課題やニーズを明らかにし、支援の方向性を探る作業です。利用者本人の「したい生活」「できること・できないこと」に寄り添い、対話を通じて深掘りしていきます。



## アセスメントの基本構造

<p><b>背景情報</b></p> <p>基本情報、主訴、生活歴、家族歴、居住状況、相談経緯、認定情報、アセスメントの目的など</p>	<p><b>健康と生活状況</b></p> <p>健康状態、ADL/IADL、認知症、排泄・食事・口腔・問題行動、特別な配慮事項</p>
<p><b>社会とのつながり</b></p> <p>コミュニケーション、社会参加、家族の介護力、支援者の心身状況</p>	<p><b>環境と制度</b></p> <p>居住環境、利用中のサービス、インフォーマル資源、経済状況、尊重・意思決定支援</p>



## ケアマネジャー訪問時に 「何を話せばいいかわからない...」 と感じたら？

心配ご無用！ケアマネは「一緒に考える」プロフェッショナルです。以下のポイントを参考に、気楽にお話してください。

### ◆具体的に伝える

#### 具体的に伝える

「朝は一人で起きられるが、夜は不安」「最近転びそうになることが増えた」など、時間・頻度・状況を添えて。

### ◆正直に話す

#### 正直に話す

ケアマネには守秘義務があります。「こんなこと話していいのかな？」と思うことでも、小さな変化・困りごともお話してください。

### ◆一緒に考える姿勢をもつ

#### 一緒に考える姿勢をもつ

ケアマネジャーは"解決を代行する職種"ではなく、"解決方法を一緒に探るパートナー"です。

# ケアマネジャーの役割

- 要介護認定に関わる支援（申請手続きの代行や訪問調査）
- 各種相談対応（介護全般に関する悩みや制度の相談）
- 必要に応じて関係機関の紹介
- 生活のパートナーであり、支援の伴走者



---

## 最後に



介護支援専門員は、生活のパートナーであり、支援の伴走者です。

制度・サービスの活用はもちろん、感情や価値観にも寄り添いながら、共に暮らしをデザインしていく存在です。

---

# いつでも気軽にまずは ご相談ください

# あしがき



## vol13 編集後記

今回の広報誌では、特集としてケアマネの説明書を作成し掲載しています。昨今ケアマネの業務範囲ってどこまで？という事を説明しにくくなっていると聞くこともあります。ご利用者宅訪問時に、ご活用いただけると何よりかなと思っています。

また年末になりますが、令和7年12月13日には堺ブロックの法定外研修を予定しています。兵庫大学の和田教授にご参加いただき、「ICTの活用をテーマに」研修を行いますので、皆様ご参加お待ちしております。



## 広報紙への感想・意見

フォームの方へ感想や、ご意見などお持ちしています



## 堺ブロックHP

法定外の研修案内など、随時更新しています

